

天童市 地域包括支援センターニュース

～地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です～

内 容

- ・ 除雪情報について
- ・ 認知症関連情報
- ・ 詐欺情報、感染症予防！

37号

令和元年12月



相 談 窓 口

天童市地域包括支援センター 中央

天童市老野森二丁目6番3号

☎ 023 - 658 - 8190

HP <http://www.tendo-shakyo.or.jp/>

担当地区 [天童中部・天童北部・成生
津山・田麦野・山口

天童市地域包括支援センター めいこうえん

天童市大字矢野目150番地

☎ 023 - 664 - 0600

HP <http://meikouen.or.jp/>

担当地区 [天童南部・蔵増・寺津
高揃・長岡・干布・荒谷

地域にお住まいの高齢者の皆さんやご家族、地域住民の皆さんの保健・福祉・介護について様々な相談をお受けします。

秘密は守りますので、お気軽にご相談下さい。相談は無料です。

今年も師走に入り本格的な冬到来です。積雪に伴い天童市で行っている事業について紹介します。

除雪 情報

❄️ 間口除雪試験実施について

天童市では、積雪による生活不安をやわらげるため、試験的に間口の除雪を支援する事業を実施します。以下の対象者に該当し、希望される方は申請が必要です。

対象者

- ① 介護施設や集合住宅等に居住している方を除く要介護3以上の認定者で、独居または同居する介護者が70歳以上のみの非課税世帯であり、かつ親族や近隣者等から除雪に対する協力が得られず、自力で除雪することが困難な世帯。
- ② 介護施設や集合住宅等に居住している方を除く肢体もしくは視覚に障害のある障害等級1級または2級認定者で、独居または同居する介護者が70歳以上のみの非課税世帯であり、かつ親族や近隣者等から除雪に対する協力が得られず、自力で除雪することが困難な世帯。

対応期間

令和2年1月1日～令和2年2月29日

費用

試験実施のため無料

申請書類

市ホームページまたは担当課、各市立公民館、地域包括支援センターに準備しています。

申請に関する問い合わせ

天童市役所 保険給付課 TEL：654-1111（内線 755）

天童市役所 社会福祉課 TEL：654-1111（内線 765）

作業に関する問い合わせ

天童市役所 建設課 TEL：654-1111（内線 414）

❄️ 天童市高齢者軽度生活援助事業による除雪について

高齢者軽度生活援助事業とは

在宅での日常生活の軽易な援助を低料金で行い、高齢者の自立した生活を支援するものです。天童市シルバー人材センターの会員が援助します。

対象者

65歳以上の、高齢者のみの世帯で、日常生活上の援助が必要な方。

※介護施設などへ入所中の方は対象となりません。

除雪の内容

- ① 家まわりの除雪
家まわりの生活に関係のある場所（人の歩く通路など）に限ります。ただし、屋根の雪下ろし等の高所での作業は除きます。
- ② 家まわりの排雪
自宅敷地内の雪を市が指定する排雪場まで運搬します。2名体制で軽トラック1台分の作業を行います。排雪場が開設していない場合、作業は行いません。

費用

- ① 利用者負担金（2割負担）・・・ 1回 160円
（作業員1人・30分以内）
- ② 利用者負担金（2割負担）・・・ 1回 1760円
（作業員2人体制・燃料費等実費分500円含む）
※会員の調整がつかず利用できない場合もあります。
※8割部分は市が負担します。



利用希望される方は下記にご相談ください。

天童市地域包括支援センター 中央	TEL：658-8190
天童市地域包括支援センター めいこうえん	TEL：664-0600
天童市シルバー人材センター事務局	TEL：654-7388
天童市役所 保険給付課	TEL：654-1111（内線 755）

認知症になっても「私らしい生活ができる」街づくりを目指して

認知症の本人の声

認知症の人が生き生き豊かに暮らすには、介護の通所介護施設や入所施設、病院などに閉じ込めるのではなく、社会に出て、買い物したり、喫茶店でコーヒーを飲みながらおしゃべりをして、認知症になる前と変わらずに生活できるのが望ましい。そのためには、まず認知症という病気を正しく理解してもらい、認知症になっても暮らしやすいやさしい社会であることが重要になります。

出展元: 認知症の人と家族の会

●天童市認知症事前登録者支援事業 「うまく見守る」

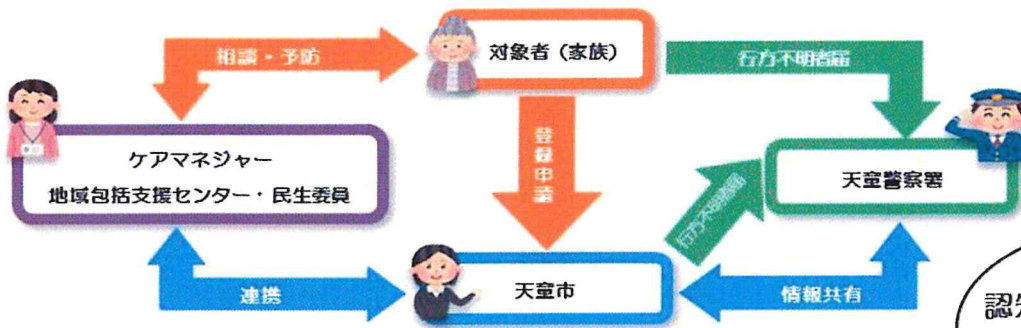


この制度は、認知症等により徘徊または徘徊するおそれのある高齢者及びその家族を支援することを目的としています。対象となる方の情報を事前に市に登録することで、実際に行方不明になった場合、登録した情報を利用して、早期発見・早期保護ができるようにします。

●対象となる方

認知症等のため徘徊または徘徊のおそれのある高齢者

●全体の流れ



●天童市内 認知症カフェ

認知症カフェは、認知症の人がつながる場所、認知症について理解したい、相談したい、気軽に立ち寄れる場所です。市内では2か所のカフェが開設になっております。

☆ あったカフェてんどう

開催日時 : 毎週水曜日 / 13:00~15:30

場所 : 天童市総合福祉センター

問合せ 『天童市保険給付課 介護支援係 654-1111 (内755、756)』

☆ Mカフェ

開催日時 : 毎月第1土曜日 / 13:00~15:00

場所 : 明幸園

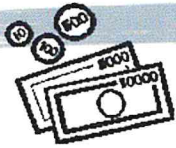
問合せ 『明幸園地域支援室』 653-3071



●認知症サポーター養成講座

認知症について多くの方に理解していただき、あたたかく見守っていく社会をつくるために、認知症に関する出前講座(無料)を開催し、認知症サポーターの養成をおこなっております。希望の方は、各地域包括支援センターへお問い合わせください。

ご存知ですか？



クーリング・オフ


「クーリング・オフ」とは？

いったん契約しても法律で定められた期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。ただし、通信販売、乗用車や使用してしまった消耗品など一部適用されないものもあります。



～クーリング・オフ可能な主な取引と期間～

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法では店舗契約を含む)	8日間
電話勧誘販売	電話で勧誘を受けて申し込んだ商品やサービス	8日間
特定継続的役務提供	エステティックサービス、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介の継続的サービス契約	8日間
訪問購入	店舗以外の場所で、貴金属を含む原則すべての物品を事業者が消費者から買い取る契約	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法(ネットワークビジネスとも言う)	20日間
業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法など	20日間

 □□□ □□□□ 簡 易 書 留	通知書 契約年月日 ○年○月○日 商品名 ○○○○ 契約金額 ○○○○円 販売会社 ○○○株式会社 販売担当者 ○○○○○ 上記契約は解除します。 支払い済みの○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。 (通知を出した年月日) (自分の住所・氏名)
---	---

○契約書を受け取った日を含めた上記期間内に、「**特定記録郵便**」または「**簡易書留**」の記録の残る方法で、**ハガキなどの書面**にて行う。

○支払った代金は全額返金してもらい、受け取った商品は販売業者へ引き取るように伝える。商品の引き取り費用は販売業者の負担。

○クレジット契約をしている場合は、販売業者とクレジット会社へ同時に通知。

○ハガキの場合は、**表と裏のコピー**を保管。

○無事に終わったら関係書類は5年間保管する。

★クーリング・オフできるかどうか、書き方・手続き等については消費生活センター等へご相談ください。

天童市役所1階 天童市消費生活センター
 ☎ 654-1111(内745)
 消費者ホットライン 188(局番なし)